

第501回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年5月21日（金）

午後3時から午後4時30分（終了予定）

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 中型・小型まき網漁業の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 茨城県資源管理方針の一部改正について（諮問）

第3号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第4号議案 いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて

第5号議案 福島・茨城相互入会漁業について

6 報告事項

(1) 固定式さし網漁業許可等に関する取扱方針の一部改正について

(2) 船曳網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し

7 その他

8 閉 会

第22期 茨城海区漁業調整委員会 委員名簿

任期(R3. 4. 1~R7.3.31)

議席番号	区分	氏名	現職	連合海区
1	会長 学識委員	たかはま よしあき 高濱 芳明	全国漁業信用基金協会 茨城支所担当理事	両方
2	会長代理 漁業者委員	とびた まさみ 飛田 正美	大洗町漁業協同組合 代表理事組合長 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事会長	両方
3	漁業者委員	いづま ますひろ 磯前 昌宏	那珂湊漁業協同組合 代表理事組合長	千葉
5	漁業者委員	すずき みのる 鈴木 稔	大津漁業協同組合 代表監事	福島
6	漁業者委員	ねもと きょうこ 根本 経子	茨城県漁協女性部連絡協議会 会長	千葉
7	漁業者委員	きむら いさお 木村 勲	久慈町漁業協同組合 代表理事組合長 茨城県無線漁業協同組合 代表理事組合長	福島
8	中立委員	むらなか ひとし 村中 均	常磐大学総合政策学部経営学科 准教授	福島
10	漁業者委員	おかだ ひでお 岡田 英男	磯崎漁業協同組合 代表理事組合長	福島
11	中立委員	あおき のりあき 青木 憲明	株式会社カスミ商品開発本部 MDチーム 担当マネジャー	福島
12	漁業者委員	ながおか こうじ 長岡 浩二	鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	千葉
13	学識委員	ひがの じゅんや 日向野 純也	一般社団法人マリノフォーラム21 技監	千葉
14	漁業者委員	すずき せいとく 鈴木 正特	平潟小型船組合 組合長	福島
15	漁業者委員	うさみ まさよし 宇佐美 正義	久慈浜丸小漁業協同組合 代表理事組合長	福島
16	漁業者委員	ゆあき かずお 湯浅 一夫	はさき漁業協同組合 代表理事副組合長	千葉
17	中立委員	せきね たかあき 関根 孝明	特定非営利活動法人大洗海の大学 代表理事	千葉
18	漁業者委員	ねもと まさあき 根本 正明	川尻漁業協同組合 副組合長理事	福島
19	学識委員	よした あきひろ 吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 専務理事 公益財団法人茨城県栽培漁業協会 副理事長	福島

※議席 4, 9は欠番

漁諮問第1号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別紙のとおり定めたいので、同条第3項、第5項及び第7項の規定により意見を求める。

令和3年5月19日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和3年8月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に掲げる漁業につき、規則第 12 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のように定める。

第 1 中型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類
中型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
2 隻（1 か統）
- (3) 船舶の総トン数
5 トン以上 15 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数
定めなし
- (5) 操業区域
茨城県海面
- (6) 漁業時期
1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 5 日から令和 3 年 8 月 6 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 2 小型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類
小型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
3 隻（2 か統）
- (3) 船舶の総トン数
5 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数
漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域
茨城県海面
- (6) 漁業時期
1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月5日から令和3年8月6日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項及び第7項の規定による許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶・漁業者の数が同条第1項の規定により公示した船舶・漁業者の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

第1 中型まき網漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

第2 小型まき網漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

中型・小型まき網漁業の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和 3年5月21日
茨城県農林水産部漁政課

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可の有効期間が令和3年8月31日をもって満了となる。

当該漁業の許可の更新にあたっては、引き続き、「中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」、「小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」に基づき、許可を発給する。

1. 制限措置

漁業種類	中型まき網漁業	小型まき網漁業
許可等をすべき船舶等の数	隻数：2隻 (R2.11.16,農林水産省告示第2229号)	隻数：3隻
船舶の総トン数	5トン以上15トン未満 (漁業法第57条第7項)	5トン未満 (規則第5条第4号)
推進機関の馬力数	定めなし	漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下
操業区域	茨城県海面	茨城県海面
漁業時期	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
漁業を営む資格 (許認可数)	認可2隻 はさき漁協2隻(2そうまき)	許可2隻 はさき漁協2隻(2そうまき) 認可1隻 はさき漁協1隻(1そうまき)

※規則：茨城県海面漁業調整規則

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間等

漁業種類	中型まき網漁業	小型まき網漁業
申請すべき期間	令和3年7月5日から8月6日 (規則第12条第2項)	令和3年7月5日から8月6日 (規則第12条第2項)
許可の有効期間	令和3年9月1日から 令和8年8月31日まで (規則第16条第1項)	令和3年9月1日から 令和8年8月31日まで (規則第16条第1項)
許可等の取り扱い	規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による	規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による

3. 許可の基準について

申請者が公示枠を上回った場合に申請者の優位順位をつけるための基準を定める。

① 中型まき網漁業

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者
(2)	小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者
(3)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
(4)	第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

② 小型まき網漁業

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(3)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(4)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(5)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(6)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
(7)	第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号の規定による中型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
中型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
漁業法第57条第7項の規定により定められる最高限度内で、かつ、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数
5トン以上15トン未満とする。
- (4) 推進機関の馬力数
定めなし
- (5) 操業区域
茨城県海面とする。
- (6) 漁業時期
1月1日から12月31日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基

づく方法により許可等をする者を定める。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(資源管理の状況等の報告)

第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第4号の規定による小型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
小型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数
5トン未満とする。
- (4) 推進機関の馬力数
漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。
- (5) 操業区域
茨城県海面とする。
- (6) 漁業時期
1月1日から12月31日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(資源管理の状況等の報告)

第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

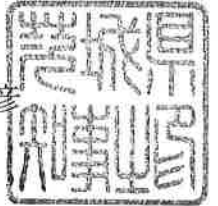
漁諮問第2号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和2年茨城県告示第1288号）の一部を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項に基づき意見を求める。

令和3年5月19日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部を改正することから、茨城県資源管理方針においても一部を改正するものである。

茨城県資源管理方針 新旧対照表

変更 (案)	現行
<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 <u>まさば及びごまさば太平洋系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1-1)～(別紙1-6) (略) <u>(別紙1-7)</u></p> <p>第1 特定水産資源 <u>まさば及びごまさば太平洋系群</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>茨城県まさば及びごまさば漁業</u></p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 <u>②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域</u></p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>ア 定置漁業 <u>イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業</u></p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>ア 定置漁業 周年 <u>イ その他漁業 周年</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。</u></p>	<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 <u>するめいか</u>」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1-1)～(別紙1-6) (略) (新規)</p>

変更 (案)	現行
<p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を茨城県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。</u></p> <p>第4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の2か統を上限とする。</u></p>	

茨城県資源管理方針について

令和3年5月21日
茨城県農林水産部漁政課

1. 資源管理方針とは

令和2年12月の漁業法改正により、TACによる管理を行う魚種を「特定水産資源」として国が指定し、科学的根拠に基づき目標設定を行い、漁獲数量管理を基本として適切な管理を行っていく新たな資源管理制度が創設された。

県においても本県水産資源の保存及び管理を適切に行っていくため、国の資源管理基本方針に即して、本県の資源管理に関する方針を定める必要があり、令和2年12月1日付公表した（漁業法第14条1項）。

2 県資源管理方針の内容

第1 資源管理に関する基本的な事項

本県水産業の発展を図るためには、水産資源を適切に管理しつつ合理的に利用していく必要があることから、漁業法の規定に基づき、国と協力しつつ、本県海面の資源調査、資源評価及び資源管理を行っていく。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量管理を行うための管理区分を設定し、それぞれ対象とする水域、漁業種類、漁獲可能期間を定める。

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- ①漁獲可能量は漁獲実績を基礎に各管理区分へ配分（その他事情を勘案）
- ②資源来遊の変動等に対応するため、魚種ごとに留保枠の設定が可能
- ③知事管理区分間における数量の融通が可能

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

漁獲割当てによる管理を基本とし、それ以外は漁獲量の総量管理を行い、体制が整備されたものから順次、漁獲割当て管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特定水産資源について、効果が認められる場合は漁獲努力量削減等の手法を活用し、漁業者による資源管理協定の締結を促進する。

特定水産資源以外の水産資源について、資源評価や最新の科学的知見に基づき資源管理を行い、漁業者による資源管理協定の締結を促進する。

第6 その他資源管理に関する重要事項

① 漁獲量等の情報の収集

漁獲可能量管理や知事許可漁業の漁獲量の報告義務化を受け、国と連携して電子収集システム等により漁獲量情報を収集し、資源管理に活用する。

② 資源管理の進め方

資源管理の推進は、漁業者その他関係者の理解を得て実行する。

③ 遊漁者に対する指導

国・県の資源管理方針等に基づく資源管理措置の実施への協力を指導する。

第7 県資源管理方針の検討及び見直し

直近の資源評価や最新の科学的知見、漁業の動向等を勘案して、概ね5年ごとに資源管理方針の検討・見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源について、具体的な資源管理方針を別紙に定める。

【資源管理方針を策定した特定水産資源】

公表日	特定水産資源の内容 資料2-4	管理年度
R2.12.1 公表	まあじ、まいわし太平洋系群（別紙1-1~2）	1月1日~12月31日
R3.3.22 公表	くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、すけとうだら太平洋系群、するめいか（別紙1-3~6）	4月1日~3月31日

※ 特定水産資源のうちさんま、ずわいがに太平洋北部系群については、本県知事管理区分において、漁獲実態がないことから、方針の策定は行わない。

3 今回の一部改正内容

今般、国が資源管理基本方針において、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理に関する基本方針を定めることとしていることから、県資源管理方針に当該資源に係る具体的な管理方針を別紙1-7に定め、県資源管理方針に追加する。

【別紙1-7の概要】

知事管理区分	対象漁業 (漁獲可能期間)	管理手法	漁獲可能量の配分
茨城県まさば及びごまさば漁業	定置漁業(周年) その他漁業(周年)	現行水準 ※現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理	全量を「茨城県まさば及びごまさば漁業」に配分

4 今後の予定

6月中旬 : 国(農林水産大臣)告示及び国へ承認申請

6月下旬 : 一部改正後の県資源管理方針を公表

7月1日 : 令和3管理年度開始(~翌年6月30日)

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように改正し、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

資源管理基本方針の一部を改正する告示

資源管理基本方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 大津くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11月から翌年1月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

1から11の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所
その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 95%を平成 22 年（2010 年）から平成 26 年（2014 年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね 5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を 500 キログラムとし、配分数量が 500 キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 定置漁業 周年

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の2か統を上限とする。

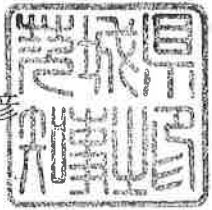
漁諮問第3号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和3年5月19日

茨城県知事 大井川 和彦



別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 3 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

記

令和 3 管理年度(令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの期間をいう。)における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

第 1 　まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 　都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
　　現行水準
- 2 　知事管理区分に配分する数量
　　茨城県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に全量を配分する。

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和3管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.11%	524
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群		2.94%	
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			



いせえびを対象とした潜水器漁業の
特別採捕許可の取扱いについて

令和3年5月21日

茨城県農林水産部漁政課

1 これまでの取扱い内容

平成28年に久慈町漁協（河原子出張所）から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の操業要望が提出されたが、①潜水器使用による「いせえび」の採捕実績がないこと、②既に「いせえび」を漁獲対象としている固定式刺網漁業との競合が懸念されることから、以降、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等について調査・検討を行うため、特別採捕許可を発給している。

【特別採捕許可の内容】

項目	内容
漁具・漁法	潜水器漁業
操業期間	許可日から9月30日まで
操業区域	第1種共同漁業権内
制限条件	<ul style="list-style-type: none"> ・操業時間は日の出から日没まで ・操業時に特別採捕用標旗の掲揚 ・試験操業結果報告書の提出（操業後1か月以内）

【漁獲成績】

年度	実施日	従事者数	いせえび		備考
			漁獲量	金額	
H28	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
H29	実績なし	—	—	—	〃
H30	9月28日	3人	2.0kg	6,480円	
R元	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
R2	実績なし	—	—	—	〃

※ 5月12日に久慈町漁協に対し、県でヒアリングを実施。過去の特別採捕許可については、海象条件や経済的に優位なアワビの採捕を優先し操業したことで十分な実績の蓄積に至っておらず、引き続き特別採捕許可による試験操業実施の希望があった。

2 今年度の取扱いについて（案）

令和3年5月13日付けで久慈町漁協から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の許可に関する要望書（別添）が提出があり、内容を確認したところ、当該試験操業を継続する必要があると判断されたため、今年度も引き続き「いせえび」を対象とした潜水器使用の特別採捕許可を発給することとしたい。

令和3年5月13日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

久慈町漁業協同組合
代表理事組合長 木村 豊



いせえびを対象とした潜水器漁業の許可に関する要望

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄の事とお喜び申し上げます。

さて、当組合河原子出張所においては、平成28年以降、数名の漁業者が潜水器漁業の許可を受け同漁業を営んでおります。

同漁業においては、従来、素潜りで漁獲してきた漁業権漁場内の磯根資源（あわび、うに、いわがき）について、潜水器を利用することにより、身体への負荷を軽減し、より安全に操業することができることから、漁業権漁場を管理する漁業者にとって大変ありがたい許可となっております。

一方で、磯根資源のうち「いせえび」については、近年、資源状態が安定しているにもかかわらず、当該地区においては、いせえびを対象とした刺し網漁業は、釣り漁業等との調整により灘側での操業は禁止とする取り決めとなっているため、灘側の漁業権漁場における「いせえび」資源の有効利用が当該地区の課題となっております。

潜水器漁業の許可においては、「いせえび」の採捕が認められていないため、当組合では、平成28年より、県へ要望し「いせえび」を対象とした潜水器漁業の特別採捕許可を受け、試験操業を行って参りました。

しかしながら、過去5年間の特別採捕の実績においては、海象条件や経済的に優位な他魚種を優先した操業を行ってきたこと等から、十分な試験操業の実施と実績の蓄積には、至っておりません。

つきましては、今年度におきましても、特別採捕許可を発給いただき、引き続き検証が行えますよう、お願い申し上げます。

当組合としましては、今後とも漁業権漁場の環境維持を図りつつ、磯根資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年度いせえび等磯根資源管理計画書

久慈町漁業協同組合

当組合は、免許を受けている茨共第7号において、潜水器を使用したいせえび漁業（試験操業）を行うにあたり、次の管理を行うことにより、磯根資源（いせえび）の持続的利用を図ることとする。

1. 操業日数について

- ・ 操業日数は、特別採捕許可を受けた日から9月30日の間で10日間以内とする。

2. 操業時間について

- ・ 操業時間は、8時から16時までとする。

3. 操業区域について

- ・ 操業区域は、茨共第7号とする。

4. 操業人数について

- ・ 操業人数は、1日当たり3人以内とする。
- ・ 操業にあたっては、できるだけ複数人で操業し、相互に安全監視を行うなど、操業の安全確保に努める。

5. 漁獲量の上限について

- ・ 採捕する「いせえび」は、1日1人当たり30kg以内とする。

6. 増殖対策について

- ・ ウニの密度管理や磯清掃を行い漁場保護に努める。
- ・ 小型個体や抱卵親エビの採捕を控えるなど資源保護に努める。

7. その他

- ・ 採捕した「いせえび」は、全て漁業協同組合が一括して販売する。
- ・ 地域が実施する水産物のPRイベント等への採捕した「いせえび」の提供には、積極的に協力する。
- ・ 必要に応じ茨城県水産試験場へ指導・助言を求めるほか、県の実施する調査へ協力する。

令和3年度「いせえび」を対象とした潜水器漁業の
特別採捕許可の取扱い（案）

1 許可の方針

「いせえび」を対象とした潜水器漁業について、潜水器使用による効率的な操業方法や固定式刺網漁業との競合による影響等を調査するため、特別採捕許可を行う。

（適用除外条項：茨城県海面漁業調整規則第41条）

2 許可の対象者

いせえび漁業を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合とする。

3 許可期間

許可の日から令和3年9月30日まで

4 操業期間

許可期間に同じ

5 漁獲対象

いせえび

6 操業区域

いせえび漁業を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域。
なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

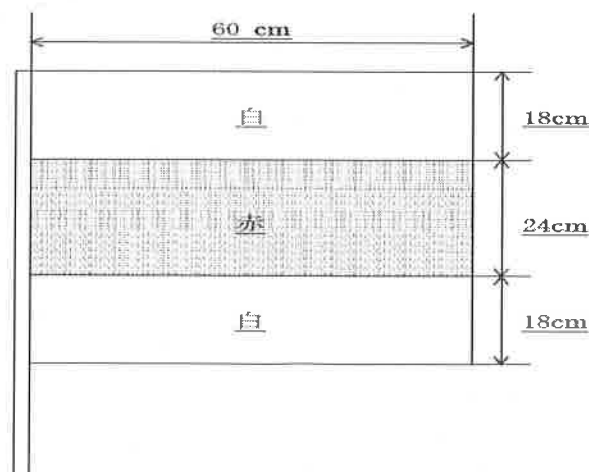
7 許可に際しての制限又は条件

（1）操業時間は、日の出から日没までとする。

（2）操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。

（3）試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を
知事に提出しなければならない。

別記様式



福島・茨城相互入会漁業について

1. 今年度の経緯と予定

- 令和3年4月13日(火)～30日(金) 関係漁協へ要望調査
- 令和3年5月11日(火) 両県事務担当者会議
※ 相違のあった要望内容について、両県ともに持ち帰り再検討
- 令和3年5月17日(月)～19日(水) 関係漁協と再調整
- 令和3年5月21日(金) 海区漁業調整委員会において審議
- 令和3年5月28日(金) 小委員会、福島・茨城連合海区協議会

2 両県からの要望内容

(1) 漁業種類別

区分 漁法		福島海面 (茨城船→福島海面)			茨城海面 (福島船→茨城海面)		
		枠数と許可数	茨城側の意見	福島側の意見	枠数と許可数	茨城側の意見	福島側の意見
中型まき網		枠3, 許可0	現状維持	現状維持	枠1, 許可0	現状維持	現状維持
小型機船 底びき網	板びき網	枠11, 許可7	現状維持	現状維持	枠16, 許可11	現状維持	現状維持
	自家用餌料 板びき網	枠30, 許可14	現状維持	枠数削減「0」 (福島許可数に同じ)	枠30, 許可0	現状維持	枠数削減「0」 (現許可数に同じ)
機船 船びき網	しらすひき網	枠74, 許可71	操業区域拡大	枠数削減 (久慈以南)	枠59, 許可25	現状維持	現状維持
	さよりひき網	枠80, 許可74	枠数増大	枠数削減 (久慈以南)	枠80, 許可24	現状維持	現状維持
	おきあみひき網	枠100, 許可86	現状維持	枠数削減 (久慈以南)	枠100, 許可25	現状維持	現状維持
せん・かご漁業(どう漁業)		枠10, 許可10	現状維持	現状維持	枠12, 許可9	現状維持	現状維持

※ 要望内容：令和3年5月11日開催「両県事務担当者会議」による。

※ 枠数：令和元年7月9日開催「茨城・福島連合海区協議会」の合意による

※ 許可数：令和3年5月11日現在

(2) 全体

- 茨城側の意見：許可の有効期間3年（短期許可 2年→3年）
- 福島側の意見：両県の現状の船数等を考慮した新たな枠数の設定
入会許可所有船のうち、その漁業を行っている隻数の提示

3. 今後の対応について

- ・ 関係漁協との再調整結果を踏まえ、許可の期間を3年に変更し、その他の内容については、中型まき網漁業を除く現行協定の内容で更新する方向で、福島県と調整を行う。
- ・ 中型まき網漁業については、農林水産省告示に基づき許可が行われていることから、5月28日の福島・茨城連合海区協議会小委員会までに、引き続き福島県と調整を行う。
- ・ 福島県との調整が整えば、5月28日（金）開催の福島・茨城連合海区協議会小委員会へ内容を諮ったうえで、福島・茨城連合海区協議会において、協定を更新することとしたい。

○農林水産省告示第 2229 号

中型まき網漁業について都道府県知事が許可することができる船舶等の数

茨城県 2隻

福島県 0隻

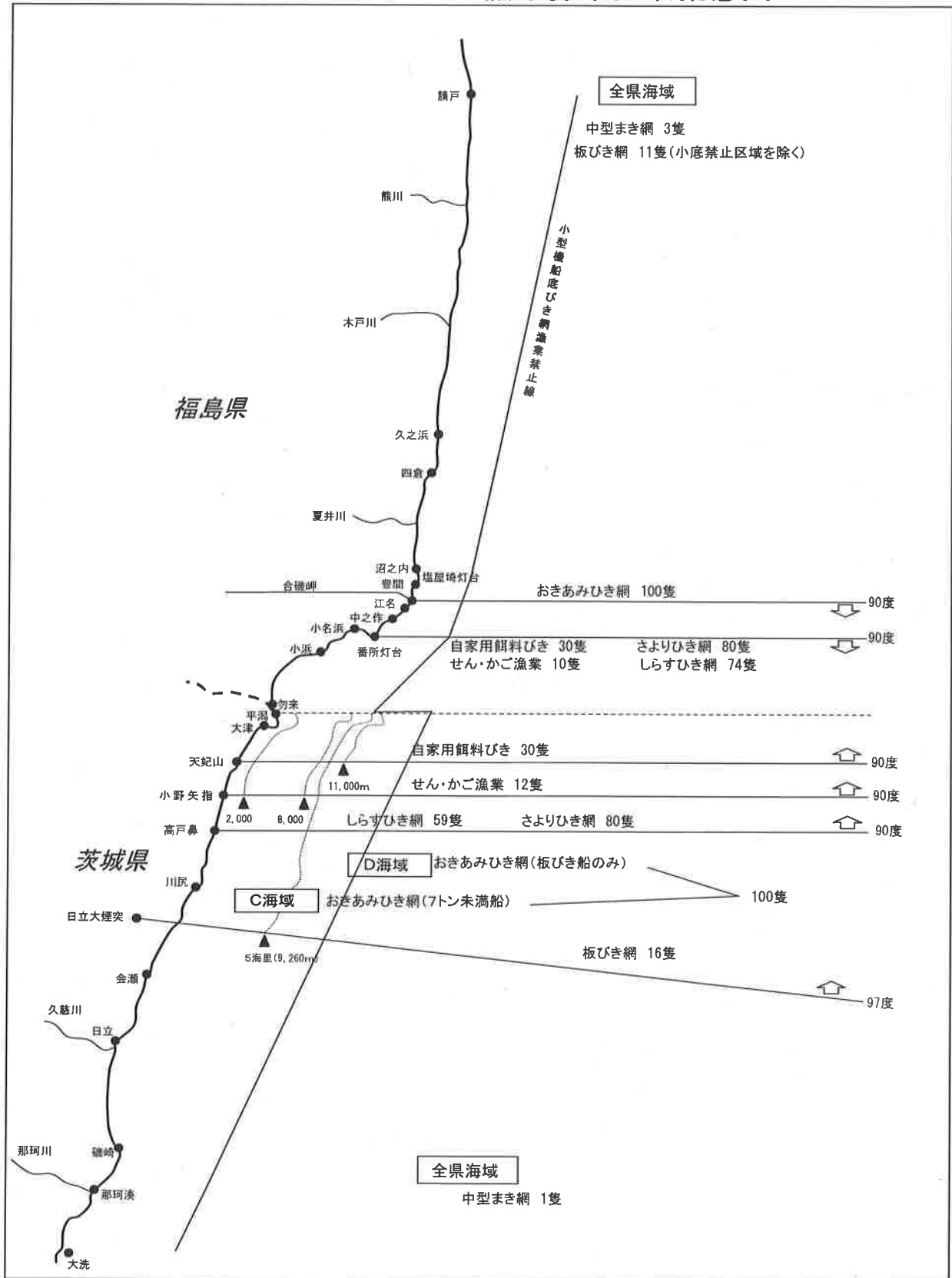
茨城・福島連合海区協議会（R元. 7. 9開催 於：福島県いわき合同庁舎）合意に基づく相互入会漁業許可

有効期間：令和元年9月1日～令和3年8月31日

漁業種類	茨城県船 ⇒ 福島県海面					福島県船 ⇒ 茨城県海面				
	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考
中型まき網漁業	3	0	周年	福島県海面（全域）	農水省告示枠とする	1	0	周年	茨城県海面（全域）	農水省告示枠とする
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	11	7	9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面		16	11	9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業取締規則第4条2項ただし書きに指定する海域のうち日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	
小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網)	30	14	平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県海面		30	0	11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂（北緯36度47分43秒）から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船船びき網漁業 (しらすひき網)	74	71	3月1日～ 12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く） 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川 川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点		59	25	3月1日～ 12月31日	高萩市高戸鼻突端（北緯36度43分11秒）から90度の線以北の茨城県海面	船舶総トン数の上限を7トン未満とする
機船船びき網漁業 (さよりひき網)	80	74	12月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面		80	24	12月1日～ 翌年4月30日	同上	同上
機船船びき網漁業 (おきあみひき網)	100	86	2月11日～ 7月31日	合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面		100	C海域 24 D海域 1	2月11日～ 7月31日	C海域（7トン未満船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面 D海域（板びき網許可船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	
せん・かご漁業 (どう漁業)	10	10	7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県の海面		12	8 1	7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面 《沿岸かご漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の海域のうち距岸2,000mから8,000mまでの間の茨城県海面	

- 方位は真方位
- 許可の有効期間は従前どおり2年とする
- 許可隻数は令和3年5月11日現在

茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図



福島・茨城相互入会漁業(漁業協同組合・支所別許可件数)

<福島県>

令和3年5月11日現在

単位:件

漁業名 漁業種類 漁協名	まき網 中型	小型機船底びき網		機船船びき網				かご		計
		板びき	自家 餌料 板びき	しら うお	さより	おき あみ C	おき あみ D	あなご せんかご	沿岸 かご	
いわき市	勿来	6 (6)		9 (4)	8 (3)	8 (3)	1 (1)	4 (4)		36 (21)
	小浜									
	江名町			6 (6)	6 (6)	6 (6)				18 (18)
	沼之内	3 (3)		3 (1)	3 (1)	3 (1)				12 (6)
	四倉									
	久之浜	1 (1)								1 (1)
小名底		1 (1)		7 (7)	7 (7)	7 (7)		4 (4)	1 (1)	27 (27)
計	0 (0)	11 (11)	0 (0)	25 (18)	24 (17)	24 (17)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	94 (73)
入会枠数	1	16	30	59	80	100		12		298

()は総トン数5トン以上の漁船

<茨城県>

令和3年5月11日現在

単位:件

漁業名 漁業種類 漁協名	まき網 中型	小型機船底びき網		機船船びき網			どう	計
		板びき	自家 餌料 板びき	しら うお	さより	おき あみ		
平潟		3 (3)	14 (0)	17 (0)	12 (0)	15 (0)	4 (0)	65 (3)
大津		1 (1)		26 (0)	14 (0)	26 (0)	6 (0)	73 (1)
川尻		1 (1)		9 (0)	7 (0)	9 (0)		26 (1)
久慈町				8 (0)	11 (0)	7 (0)		26 (0)
久慈浜丸小				7 (0)	14 (0)	7 (0)		28 (0)
磯崎					4 (0)	3 (0)		7 (0)
那珂湊		3 (3)			6 (0)	5 (0)		14 (3)
大洗町				4 (0)	6 (0)	11 (0)		21 (0)
鹿島灘						3 (0)		3 (0)
計	0 (0)	8 (8)	14 (0)	71 (0)	74 (0)	86 (0)	10 (0)	263 (8)
入会枠数	3	11	30	74	80	100	10	308

()は総トン数5トン以上の漁船

○農林水産省告示第二千二百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第七項の規定に基づき、中型まき網漁業について同項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数を次のように定める。

令和二年十一月十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

いわし、あじ、さば、かつお又はまぐろの採捕を目的とする中型まき網漁業について漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる隻数（総トン数十五トン以上の動力付き中型まき網漁業の網船にあつては、同表の下欄に掲げる隻数）とする。

都道府県	全ての中型まき網漁船の船舶の隻数	うち総トン数十五トン以上の動力付き中型まき網漁業の網船の隻数
北海道	〇	〇
青森県	〇	〇

岩手県	四	〇
宮城県	〇	〇
秋田県	〇	〇
山形県	〇	〇
福島県	〇	〇
茨城県	二	〇
千葉県	五五	五
東京都	四	〇
神奈川県	五	二
新潟県	〇	〇
富山県	〇	〇
石川県	六	六
福井県	〇	〇

小委員会及び福島・茨城連合海区協議会日程表

1 小委員会

日 時 令和3年5月28日(金) 午前11時30分から
 場 所 北茨城市漁業歴史資料館「よう・そろー」 研修室
 協議事項 (1) 茨城・福島相互入会漁業について
 (2) その他

2 連合海区協議会

日 時 令和3年5月28日(金) 午後1時から
 場 所 大津漁村センターポート大津 2階会議室
 協議事項 (1) 茨城・福島相互入会漁業の調整について
 (2) その他

日 程

8:30	県庁発(貸し切りバスで移動) 途中バス乗車場所 水戸駅 8:50 磯崎漁協 9:25 久慈町漁協 9:55 川尻漁協 10:35
11:15	漁業歴史資料館「よう・そろー」 着
11:30~12:00	小委員会(研修室)
12:00~13:00	昼食、昼休み、大津漁村センターポート大津へ移動
13:00~14:00	茨城・福島連合海区協議会(2階 会議室)
14:30	漁業歴史資料館「よう・そろー」 発 途中バス降車場所 川尻漁協 15:10 久慈町漁協 15:40 磯崎漁協 16:20 水戸駅 16:55
17:15	県庁着

【福島担当委員】

高濱会長、飛田会長代理、鈴木稔委員、木村委員、村中委員、岡田委員、
 青木委員、鈴木正特委員、宇佐美委員、根本委員、吉田委員

固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について

改正後	改正前								
<p>固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項第8号の規定による固定式さし網漁業(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(漁業の定義)</p> <p>第2 当該漁業は、網具を碇等で移動しないように固定して張り、水産動物を網目にさせたりからませたりして漁獲する漁業をいう。</p> <p>(許可等についての適格性)</p> <p>第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業種類 固定式さし網漁業 (2) 許可等をすべき船舶等の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。 (3) 船舶の総トン数 下表のとおり (4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下とする。 (5) 操業区域 下表のとおり (6) 漁業時期 下表のとおり (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">船舶の総トン数</td> <td style="width: 25%;">操業区域</td> <td style="width: 25%;">漁業時期</td> <td style="width: 25%;">漁業を営む者</td> </tr> </table>	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者	<p>固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項第8号の規定による固定式さし網漁業(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(漁業の定義)</p> <p>第2 当該漁業は、網具を碇等で移動しないように固定して張り、水産動物を網目にさせたりからませたりして漁獲する漁業をいう。</p> <p>(許可等についての適格性)</p> <p>第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業種類 固定式さし網漁業 (2) 許可等をすべき船舶等の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。 (3) 船舶の総トン数 下表のとおり (4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下とする。 (5) 操業区域 下表のとおり (6) 漁業時期 下表のとおり (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">船舶の総トン数</td> <td style="width: 25%;">操業区域</td> <td style="width: 25%;">漁業時期</td> <td style="width: 25%;">漁業を営む者</td> </tr> </table>	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者
船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者						
船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者						

甲種	2 トン 未満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日から 翌年9月30日 まで	の資格 茨城県 に住所 を有し、 かつ、操 業区域 の漁業 権者操 業の意 を得て いる者	甲種	2 トン 未満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日から 翌年9月30日 まで	の資格 茨城県 に住所 を有し、 かつ、操 業区域 の漁業 権者操 業の意 を得て いる者
		茨共第3号共同漁業権の漁場区域					茨共第3号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第5号共同漁業権の漁場区域					茨共第5号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域					茨共第6号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域					茨共第7号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域					茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第10号共同漁業権の漁場区域					茨共第10号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第15号共同漁業権の漁場区域					茨共第15号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	漁業権の漁場区域 12月1日から 翌年9月30日 まで				茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	漁業権の漁場区域 12月1日から 翌年9月30日 まで	
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	乙種の操業区域 6月10日から 8月31日まで				茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	乙種の操業区域 6月10日から 8月31日まで	
乙種	2 トン 以上 15 トン 未満	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第15号、同第16号、同第17号共同漁業権漁場区域(千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域)及び鹿島港湾区域を除いた海域 ア 北茨城市平潟町字黒浦 605 番地に設置した標柱 イ アから79度30分11,800メートルの点 ウ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点 エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東11,000メートルの点 オ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点 カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点 キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度6,000メートルの点	6月10日から 8月31日まで	茨城県 に住所 を有す る者	乙種	2 トン 以上 15 トン 未満	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第15号、同第16号、同第17号共同漁業権漁場区域(千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域)及び鹿島港湾区域を除いた海域 ア 北茨城市平潟町字黒浦 605 番地に設置した標柱 イ アから79度30分11,800メートルの点 ウ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点 エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東11,000メートルの点 オ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点 カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点 キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度6,000メートルの点	6月10日から 8月31日まで	茨城県 に住所 を有す る者

	ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点 ケ コから89度10分6,000メートルの点 コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域 ア 北茨城市平潟町字黒浦 605 番地に設置した標柱 イ アから79度30分11,800メートルの点 ウ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点 エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東11,000メートルの点 オ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点 カ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点 キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度6,000メートルの点 ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点 ケ コから89度10分6,000メートルの点 コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱		茨城県に住所を有し、茨共第15号の漁業権者の操業意を有する者		2トン以上5トン未満	ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点 ケ コから89度10分6,000メートルの点 コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域 ア 北茨城市平潟町字黒浦 605 番地に設置した標柱 イ アから79度30分11,800メートルの点 ウ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点 エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東11,000メートルの点 オ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点 カ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点 キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度6,000メートルの点 ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点 ケ コから89度10分6,000メートルの点 コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱		茨城県に住所を有し、茨共第15号の漁業権者の操業意を有する者
--	---	---	--	--------------------------------	--	------------	--	--	--------------------------------

(許可の基準)

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(許可の基準)

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 一本釣漁業、はえなわ漁業及び漁業権の内容になっている漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 漁網の目合いは、6センチメートル以上でなければならない。
- (3) 当該漁業の1操業日に使用できる漁網の総長(仕立てあがり)は、次のとおりでなければならない。
- ア 甲種による場合は、500メートル以下
- イ 乙種による場合は、2,000メートル以下
- (4) 当該漁業の操業時間(投網開始時から揚網完了時までをいう。)は、午後3時から翌日午前8時までとする。
- (5) 漁港、港湾の出入口防波堤突端から半径150メートル円弧の沖側両頂点を結んだ線以内の港湾内及び船舶の航路においては、操業してはならない。
- (6) 当該漁業の許可を受けた者は、使用船舶の外部の両舷側の中央部に、甲種にあっては長さ1メートル幅0.3メートルの広さに黄色で塗装し、乙種にあっては別記様式による許可番号を表示しなければ当該漁業を営んではならない。
- (7) 乙種による場合は、6月10日から6月30日までの間の操業は、10回(投網から揚網までを1回と数える)以内でなければならない。ただし、第1種共同漁業権漁場区域での操業を許可されている者が、当区域内で操業する場合はこの限りでない。
- (8) 乙種による場合は、8月11日から8月31日までの間は、日立市東金沢町「日立市道路センター」内に設置した標柱から正東の線以北の海域並びに東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱から正東の線以南の海域において操業してはならない。
- (9) 2枚以上の網地を重ね合わせて、敷設してはならない。

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 一本釣漁業、はえなわ漁業及び漁業権の内容になっている漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 漁網の目合いは、6センチメートル以上でなければならない。
- (3) 当該漁業の1操業日に使用できる漁網の総長(仕立てあがり)は、次のとおりでなければならない。
- ア 甲種による場合は、500メートル以下
- イ 乙種による場合は、2,000メートル以下
- (4) 当該漁業の操業時間(投網開始時から揚網完了時までをいう。)は、午後3時から翌日午前8時までとする。
- (5) 漁港、港湾の出入口防波堤突端から半径150メートル円弧の沖側両頂点を結んだ線以内の港湾内及び船舶の航路においては、操業してはならない。
- (6) 当該漁業の許可を受けた者は、使用船舶の外部の両舷側の中央部に、甲種にあっては長さ1メートル幅0.3メートルの広さに黄色で塗装し、乙種にあっては別記様式による許可番号を表示しなければ当該漁業を営んではならない。
- (7) 6月10日から6月30日までの間の操業は、10回(投網から揚網までを1回と数える)以内でなければならない。ただし、第1種共同漁業権漁場区域での操業を許可されている者が、当区域内で操業する場合はこの限りでない。
- (8) 8月11日から8月31日までの間は、日立市東金沢町「日立市道路センター」内に設置した標柱から正東の線以北の海域並びに東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱から正東の線以南の海域において操業してはならない。
- (9) 2枚以上の網地を重ね合わせて、敷設してはならない。

(10) その他、必要と認める事項

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年5月7日から施行する。

別記様式

コ	サ	第	号
---	---	---	---

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

(10) その他、必要と認める事項

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

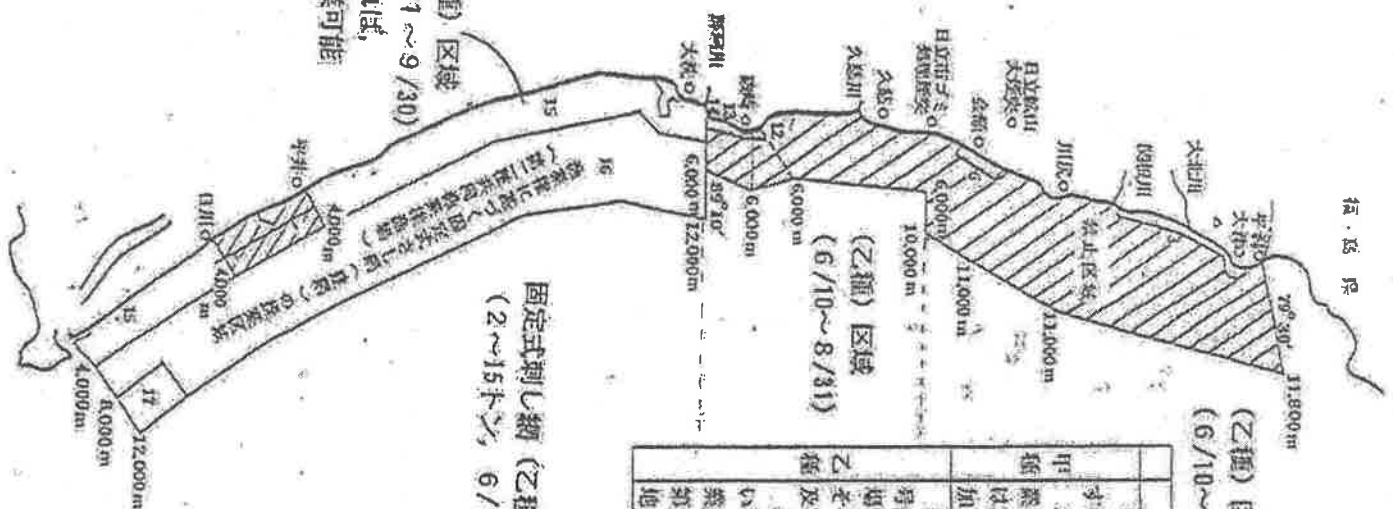
別記様式

コ	サ	第	号
---	---	---	---

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

操業区域	
甲種	申請者の所屬する漁業協同組合が有する第1種共同漁業協同組合区域。 なお、関係漁業協同組合長から本漁業の操業に関する同意があった場合は、その地区の乙種船舶の操業区域を加える。
乙種	禁止区域（網敷部）並びに茨其第15号、同第16号、同第17号共同漁業協同組合区域（干潟或知事が免許した場合）、その免許番号、共同漁業協同組合区域及び船隻港内区域を除いた区域。 なお、総トン数5トン未満漁船について関係漁業協同組合から本漁業の操業に関する同意があった場合は、茨其第15号共同漁業協同組合区域のうちその地区区域を加える。

(乙種) 区域
(6/10~8/10)



(乙種) 区域
(6/10~8/31)

固定式刺し網 (乙種) 区域
(2~15トン, 6/10~8/10)

固定式刺し網 (甲種) 区域
(2トン未満, 12/1~9/30)
※漁協の同意があれば、
乙種許可船も操業可能

固定式さし網の操業区域図

船曳網の漁況経過と 今後のシラス漁の見通し

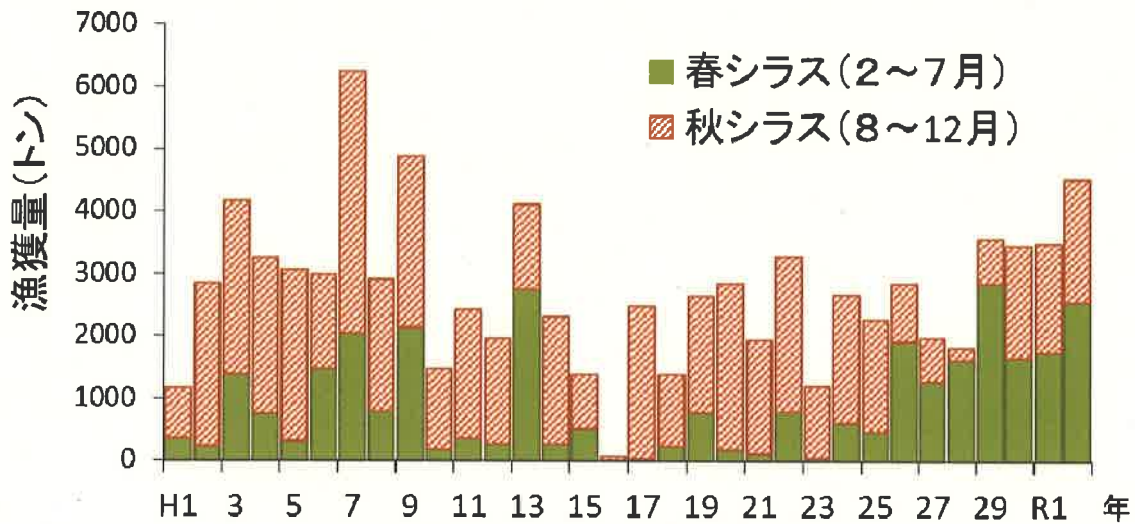
水産試験場 回遊性資源部

1



船曳網(シラス)の漁況経過

昨年までのシラス漁獲量の推移

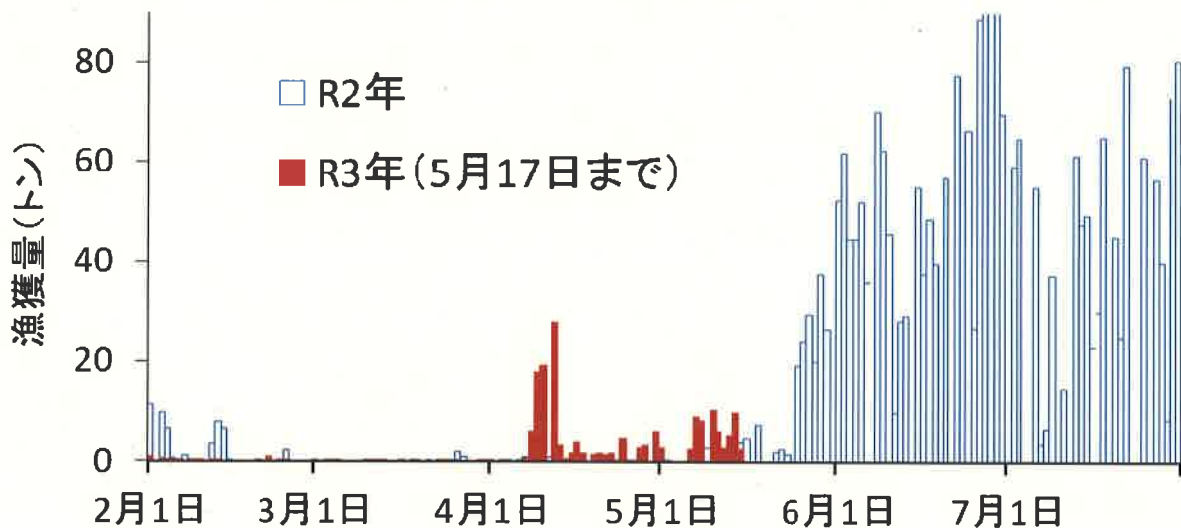


茨城県シラス漁獲量の推移

平成26年以降、春シラスの好漁が続く
(前年2,548トン、過去5年平均2,014トン)

3

日別シラス漁獲量の推移

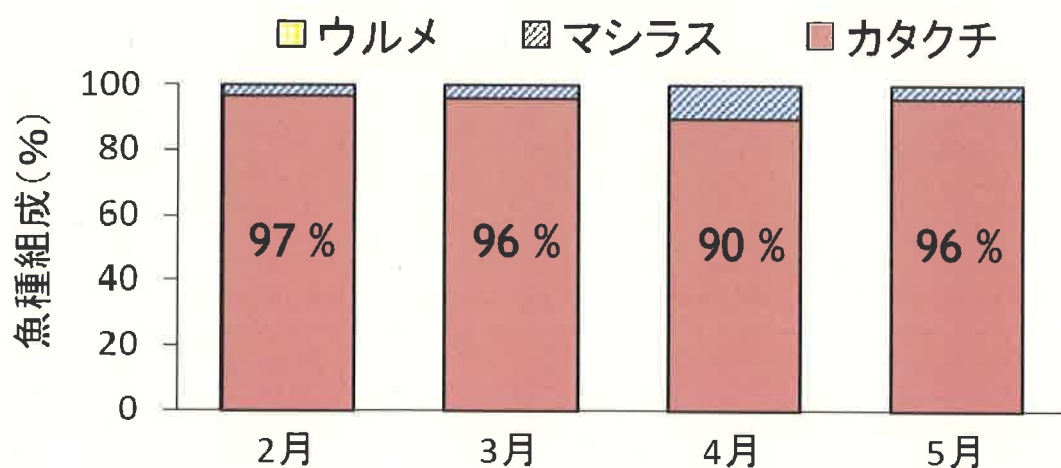


茨城県日別シラス漁獲量の推移

昨年より早く獲れ出したが、本格化していない
2/1~5/17 合計170トン(前年87トン)

4

シラスの種組成



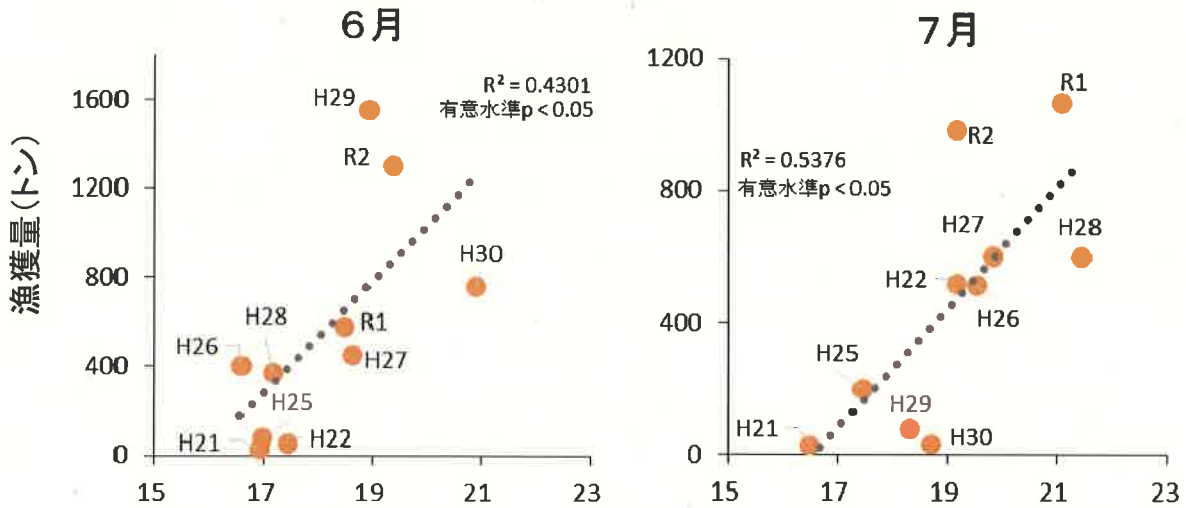
R3年シラスの種組成

カタクチイワシが主体
6月以降マシラスは減少する見込み



今後のシラス漁の見通し

水温と漁獲量の関係

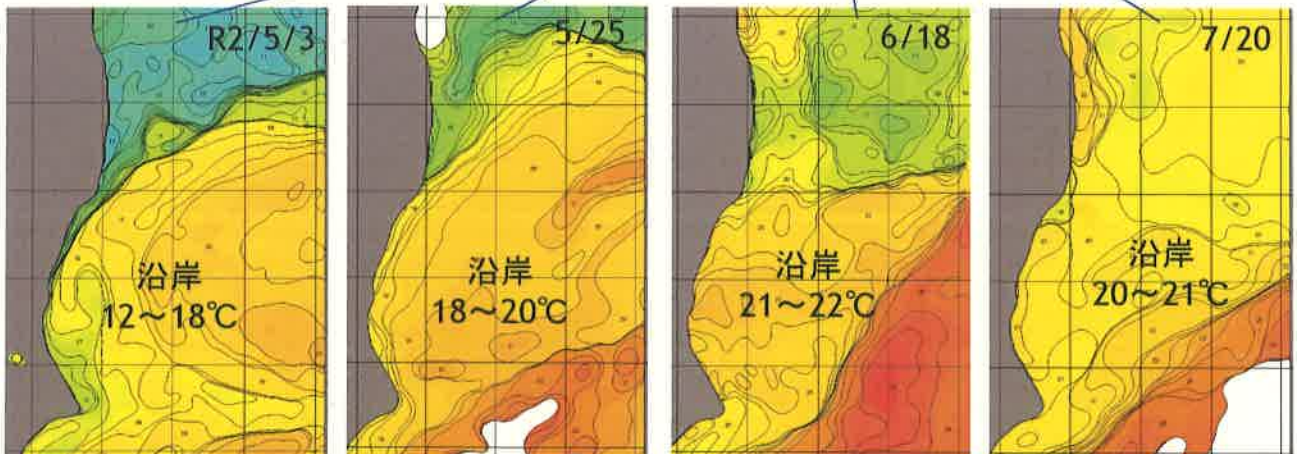
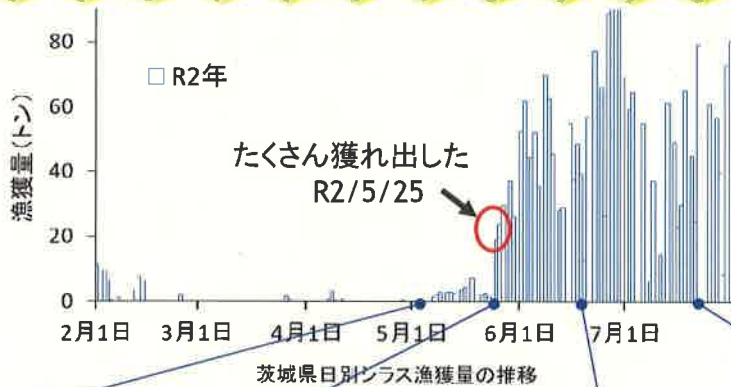


海洋観測(会瀬~犬吠埼定線)10m深水温平均値(°C)

水温が高いほど、
春シラス漁獲量は増加

7

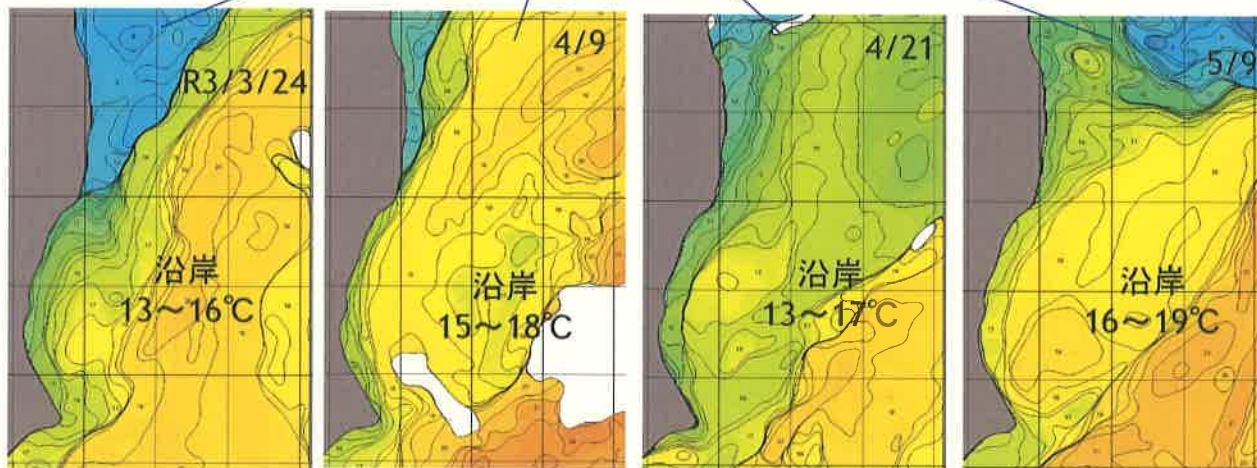
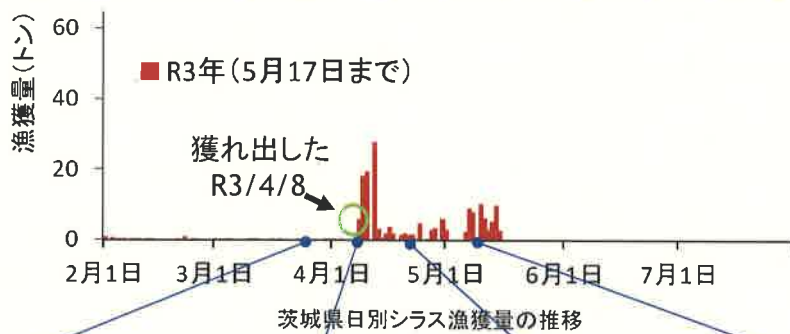
前年の海況と漁況



(茨城県水産試験場 漁業無線局 NOAA衛星画像)

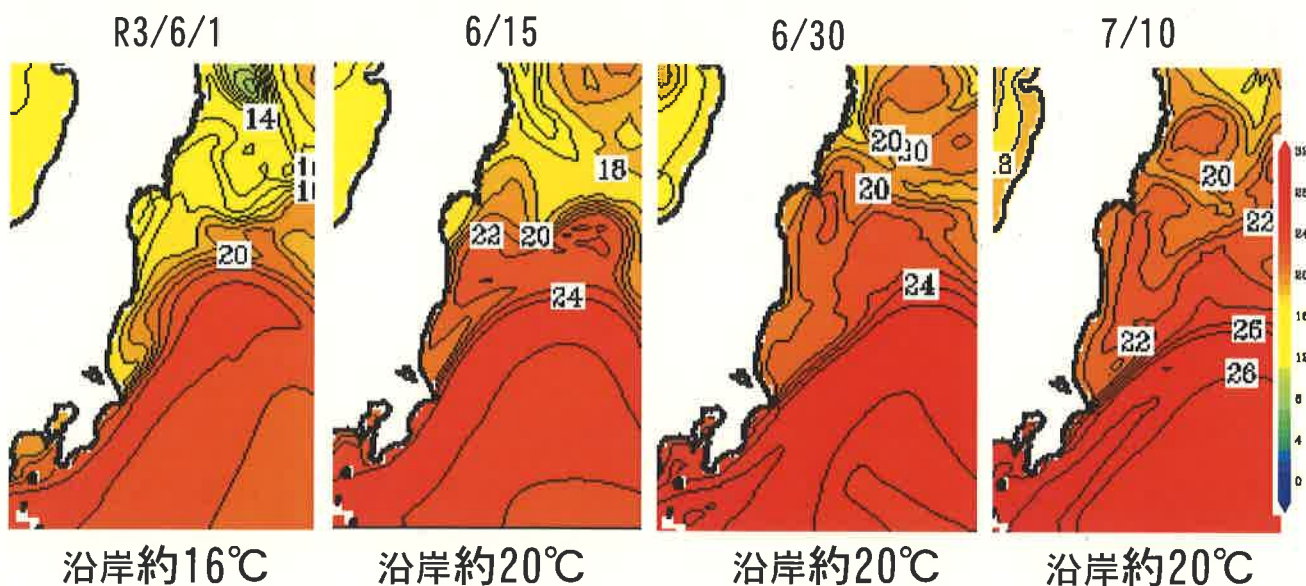
8

今年の海況と漁況



(茨城県水産試験場 漁業無線局 NOAA衛星画像) 9

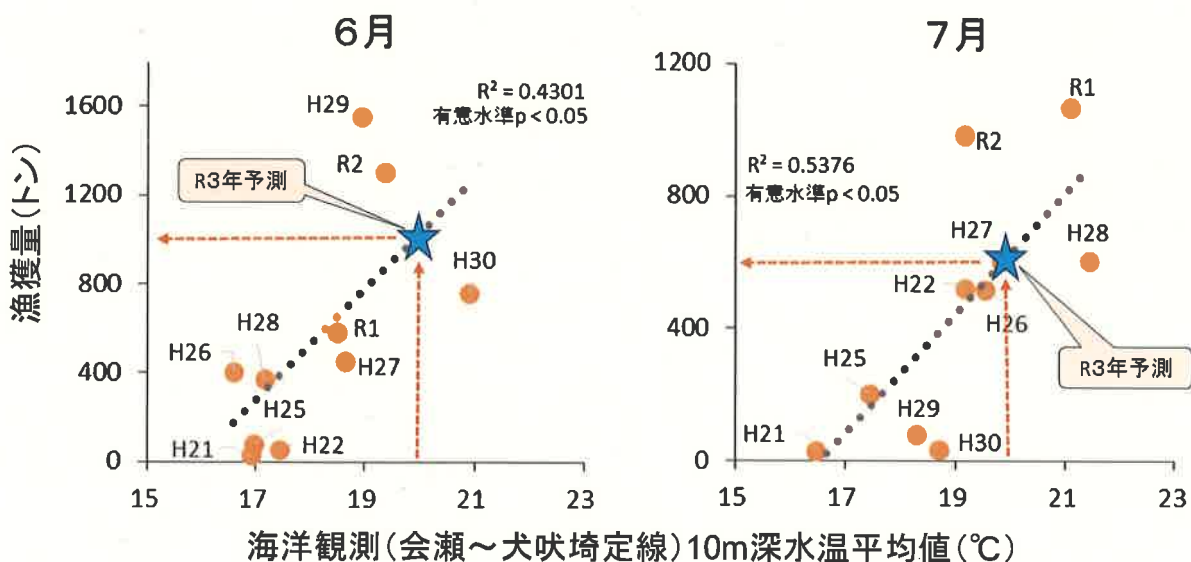
海況の見通し



6~7月上旬の水温: やや高め~高め

(国研)水産研究・教育機構FRA-ROMS 水温予報データ(10m深)

水温と漁獲量の関係から予測



6～7月上旬の水温：やや高め～高めの見通し
6月は約500～1,000トン、7月は約600トンと予測

11

シラス漁の見通し

6～7月上旬の水温：やや高め～高めと予測
水温上昇に伴い6月後半から漁獲が増加する

**春シラス(2～7月合計)は、
前年2,548トン、過去5年平均2,014トン
に及ばないものの
1,300～1,800トンとなる**

12